学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査 実施要領

１．調査対象となる学校

全国の私立専修学校（高等課程・専門課程）のうち、「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査について（依頼）」（平成 30 年６月 29 日付け 30 生生推第 25 号）（※１）において、[ブロック塀等を有する学校]として報告のあった学校及び[未報告]の学校を調査対象とします。

なお、同依頼において、[ブロック塀等を有していない学校]として報告のあった学校は調査対象外とします。

※１　前回の調査対象校

・休校中の学校や分校も対象とし、１校として計上

・帰還困難区域等内に設置されている学校は除外

・一般課程のみ設置する学校は除外。

・同一の敷地等を複数の学校で利用している場合は、重複のないように計上

２．調査対象となるブロック塀等

学校敷地内に設置されている、組積造又は補強コンクリートブロック造の塀（本要領において「ブロック塀等」という。）

※　組積造：レンガ・石等を積み上げた構造

３．提出期限

2019 年４月 17 日（水）16 時

※　提出期限の厳守に御協力をお願いします。

４．提出資料

◉ 学校施設におけるブロック塀等の安全対策等の状況（総括表）

◉ 学校施設におけるブロック塀等の安全対策等の状況（調査票）

※調査票については、回答のあった学校の全ての個別の調査票を提出

５．提出先と提出方法

下記の提出先までメールにて提出願います。

（提出先）

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

e-mail：syosensy@mext.go.jp

６．学校調査票(Excel データ)の記入要領

● 入力方法

- ✧ 2019年4月1日現在の状況を記入願います。（2019年4月1日現在においてブロック塀等を保有していない学校であっても、１．に示す調査対象となる学校は全て記入してください。）
- ✧ 青色に着色したセルのみ記入願います。
- ✧ 調査票に入力後、正しく入力出来ている場合は、行全体が青色となります。正しく入力が出来ていない場合は、判定欄にＮＧと表示されるので入力内容を確認してください。
- ✧ 未報告は無いように確認をお願いします。
- ✧ 外観に基づく点検、ブロック内部の点検の内容は、「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査について（依頼）（平成30年6月29日（30生生推第25号））」に示されているとおり。「（参考）点検内容」を参照。
- ✧ 本調査における用語の定義は以下のとおりです。
  - ➢ 「安全対策」とは、安全性に問題があるブロック塀等を「改修」、「再整備」、「再整備に向けた撤去」、「恒久的な撤去」のいずれかを行うことです。
  - ➢ 「改修」とは、既存のブロック塀等を技術基準※に適合するよう改修を行うことです。
  - ➢ 「再整備」とは、既存のブロック塀等を撤去し、ブロック塀やフェンス等を新しく設置することです。
  - ➢ 「再整備に向けた撤去」とは、新たな囲障の整備に向け、既存のブロック塀等の撤去を行われていることです。
  - ➢ 「恒久的な撤去」とは、既存のブロック塀等を撤去し、ブロック塀やフェンス等を新しく設置しないこと。

※技術基準：建築基準法施行令（第六十一条、六十二条の六、六十二条の八）、「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」（国土交通大臣指定耐震改修センター、一般社団法人 日本建築防災協会）等

【学校設置者名】

◉ 学校設置者名を記入する。

【設置者類型】

◉ プルダウンで選択する。

・学校法人、独立行政法人、財団法人、社団法人、株式会社、その他の法人、個人

【設置課程】

◉ プルダウンで選択する。

・高等課程、専門課程、高等課程・専門課程

【学校名】

◉ 学校名を記入する。

2018年6月19日時点（前回調査時）におけるブロック塀等の全長

2018年6月19日時点（前回調査時）におけるブロック塀等の全長を記入する（前回調査票未提出の学校は、2018年6月19日時点の全長を確認し記入）。

【①ブロック塀等の有無】

◉ 2019年4月1日現在におけるブロック塀等の保有状況について、A又はBのいずれかに〇を記入（プルダウンで選択）する。

ブロック塀等を有する学校　　：Aに〇

ブロック塀等を有していない学校：Bに〇

－ ①の回答の仕方の解説 －

【ブロック塀等を有する学校】A

◉ 今後、ブロック塀等以外の囲障（フェンス等）の再整備や恒久的な撤去を行う予定であっても、2019年4月1日時点でブロック塀等を有している学校は計上する。

◉ 工事契約期間中において、2019年4月1日時点で既存ブロック塀等の撤去が完了していない場合は「ブロック塀等を有する学校」として計上する。

（例：ブロック塀撤去後、フェンス再設置をする工事の際に、4月1日時点でブロック塀等が撤去されていない場合は「ブロック塀等を有する学校」とする。）

【ブロック塀等を有していない学校】B

◉ 2018年6月19日以降に、ブロック塀等以外の囲障（フェンス等）への再整備や恒久的な撤去を行い、2019年4月1日現在でブロック塀等を有していない学校を計上する。

◉ 工事契約期間中において、2019年4月1日時点で、すべての既存ブロック塀等の撤去工事が完了している場合は「ブロック塀等を有していない学校」として計上する。

（例：ブロック塀撤去後、フェンス再設置をする工事の際に、4月1日時点でブロック塀等が撤去されているが、フェンスを再設置する工事が完了していない場合は「ブロック塀等を有していない学校」とする。）

◉ 2019年4月1日以降、新たな囲障を整備する計画はあるものの、同年3月31日までに、全ての既存ブロック塀等の撤去が完了している場合は「ブロック塀等を有していない学校」として計上する。

（例：3月31日までに、全ての既存ブロック塀等の撤去は完了しており、新たな囲障を整備する契約について、まだ締結していない場合は「ブロック塀等を有していない学校」とする。）

点検により安全が確認されたブロック塀等の全長

◉ 外観に基づく点検及びブロック塀内部の点検によりブロック塀等の安全性の確認が取れた長さ（m）を整数で記入する。

【②ブロック塀等の安全対策等の全長】

◉ ブロック塀等の安全対策等の全長について、安全対策の状況毎に長さ（m）を整数で記入する。

②-1.【対策完了:ブロック塀等以外の囲障への再整備、又は恒久的な撤去の安全対策を完了した全長】

②-2.【撤去のみ完了：新たな囲障への再整備に向けた撤去を完了した全長（新たな囲障の整備は2020年3月末までに完成予定）】

②-3.【撤去のみ完了：新たな囲障への再整備に向けた撤去を完了した全長（新たな囲障の整備は2020年4月以降に完成予定）】

②-4.【対策完了:改修、又は新たなブロック塀等への再整備を行い、安全対策を完了した全長】

②-5.【対策見込み:2020年3月末までに完了予定の全長】

②-6.【対策見込み:2020年4月以降に完了予定の全長】

②-7.【点検未完了:ブロック内部の点検が未完了の全長】

②-8.【点検未完了:外観に基づく点検が未完了の全長】

※完了とはブロック塀等の安全対策工事が完了したものを指す。

※ 提出時には、点検により安全が確認されたブロック塀等の全長と【④ブロック塀等の安全対策等の全長】の合計値が、2018年6月19日時点（前回調査時）におけるブロック塀等の全長と同値になることを確認すること。

－ ②の回答の仕方の解説 －

一つの学校において、複数のカテゴリに該当する場合は、複数のカテゴリに記入する

例：2018年6月19日時点で保有していた安全性に問題があるブロック塀等20mのうち、10mは改修を完了、10mは2020年3月末までに完了予定の場合、4と5それぞれのカテゴリに10と記入する。

1) 【対策完了：ブロック塀等以外の囲障の再整備、又は恒久的な撤去の安全対策を完了した全長】

- 2018年6月19日以降に、ブロック塀等以外の囲障（フェンス等）への再整備や恒久的な撤去の工事を完了したブロック塀等の全長を記入する。

2) 【撤去のみ完了：新たな囲障の再整備に向けた撤去を完了した全長（新たな囲障の整備は2020年3月末までに完成予定）】

- 2020年3月末までに、新たな囲障が完成する計画はあるものの、2019年3月31日までに、全ての既存ブロック塀等を撤去した全長を記入する。

3) 【撤去のみ完了：新たな囲障への再整備に向けた撤去を完了した全長（新たな囲障の整備は2020年4月以降に完成予定）】

- 2020年4月以降に、新たな囲障が完成する計画はあるものの、2019年3月31日までに、全ての既存ブロック塀等を撤去した全長を記入する。

4) 【対策完了：改修、又は新たなブロック塀等への再整備を行い、安全対策を完了した全長】

- 2018年6月19日以降に、改修や新たなブロック塀等への再整備の工事を完了したブロック塀等の全長を記入する。

5) 【対策見込み：2020年3月末までに完了予定の全長】

- 2020年3月末までに、安全対策が完了予定のブロック塀等の全長を記入する。
- 点検が未完了のブロック塀等の場合でも、点検を行わずに安全対策を実施し、2020年3月末までに完了予定のブロック塀等の全長を記入する。

6) 【対策見込み：2020年4月以降に完了予定の全長】

- 2020年4月以降に、安全対策が完了予定のブロック塀等の全長を記入する。

7) 【点検未完了：ブロック内部の点検が未完了の全長】

- 2019年4月1日時点で外観に基づく点検は完了しているが、ブロック内部の点検が未完

了で、今後対策の予定がないブロック塀等の全長を記入する。

- 点検が未完了のブロック塀等を有している場合でも、点検を行わずに安全対策を実施し2020年3月末までに完了予定の場合には【対策見込み:2020年3月末までに完了予定の全長】に計上する。（この場合、Pには計上しない。）
- 点検が未完了のブロック塀等を有している場合でも、点検を行わずに安全対策を実施し2020年4月以降に完了予定の場合には【対策見込み:2020年4月以降に完了予定の全長】に計上する。（この場合、Pには計上しない。）

8) **【点検未完了：外観に基づく点検が未完了の全長】**

- 2019年4月1日時点で外観に基づく点検が未完了で、今後対策の予定がないブロック塀等の全長を記入する。
- 点検が未完了のブロック塀等を有している場合でも、点検を行わずに安全対策を実施し2020年3月末までに完了予定の場合には【対策見込み:2020年3月末までに完了予定の全長】に計上する。（この場合、Qは計上しない。）
- 点検が未完了のブロック塀等を有している場合でも、点検を行わずに安全対策を実施し2020年4月以降に完了予定の場合には【対策見込み:2020年4月以降に完了予定の全長】に計上する。（この場合、Qは計上しない。）

5．留意事項

・本調査の結果については、都道府県毎の調査結果を公表する可能性がありますのでご留意願います。

・各学校設置者においては、学校におけるブロック塀等の安全点検や安全対策等の実施状況に関する情報について、公表に努めるようお願いします。

（参考）点検内容

●外観に基づく点検

平成20年３月10日国土交通省告示第282号に定められている調査項目のうち、外観に基づき行う点検を「外観に基づく点検」とする。

外観目視等により、以下の事項について問題がないか確認する。

1) 高すぎないか。（組積造は１．２ｍ以下、補強コンクリートブロック造は２．２ｍ以下） ※ 高さは地盤面から計測する。
2) 厚さは十分か。（組積造は壁頂までの距離の１／１０以上、補強コンクリートブロック造は10ｃｍ（高さ２ｍ超は15ｃｍ）以上）
3) 控え壁があるか。（組積造は４ｍ以下ごとに壁の厚さの１．５倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は３．４ｍ以下ごとに塀の高さの１/５以上突出した控え壁を設ける）（高さが１．２ｍを超える場合のみ）
4) 基礎があるか。
5) 老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなど（以下「亀裂等」という。）が生じたりしていないか。

※ 補強コンクリートブロック造については、構造計算により構造耐力上安全であることが特別に確かめられる場合は、1)～4)の仕様基準によらないことができる。

※ 直近の建築基準法第 12 条の規定に基づく「塀」の点検において、1)～4)の事項に適合していること、5)の事項に問題がないことが確認されている場合は、当該事項の確認が完了しているとすることも可とする。

●ブロック内部の点検

平成20年３月10日国土交通省告示第282号に定められている調査項目のうち、ブロック内部の点検を「ブロック内部の点検」とする。

設計図書等やブロックの一部取り外し等により、以下の事項について問題がないか確認する。

1) 鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況は、令第62条の６に照らして適切か。
2) 鉄筋のピッチ及び定着状況は、令第62条の８に照らして適切か。
3) 基礎の根入れ深さは、令第61条又は令第62条の８に照らして適切か。

※ 構造計算により構造耐力上安全であることが特別に確かめられた補強コンクリートブロック造の塀であることが設計図書等により確認できる場合は、1)～3)の仕様基準によらないことができる。

※ 直近の建築基準法第12条の規定に基づく「塀」の点検において、1)～3)の事項に適合していることが確認されている場合は、当該事項の確認が完了しているとすることも可とする。

●留意事項

・点検に際しては、建築技術者等による確認の下で実施するようお願いします。特にブロック内部の点検については、建築技術者等が直接実施するようお願いします。